

新型コロナウイルス感染拡大に伴い休業要請など事業者の皆さまにとっては未だ重要な局面を迎えております。今後も経済活動の鈍化が多くの企業活動に影響を及ぼすことが想定されるため、各種支援策・補助金など制度をまとめましたので、お役立てください。

実施機関等	制度名	概要	参照サイト	窓口
徳島市	各種融資制度	・経済変動対策特別資金 3,000万以内 ・起業家育成資金 2,000万以内	<a href="http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyoo/seidoyusi/yuushi_seido.html">http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyoo/seidoyusi/yuushi_seido.html</a>	経済政策課 TEL : 088-621-5225
	徳島市事業者緊急支援金	・企業とちから阿波せる支援金給付 (10万円)	<a href="http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyoo/250100a2020050916215.html">http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyoo/250100a2020050916215.html</a>	経済政策課 TEL : 088-621-5225
鳴門市	事業者向け支援策の拡充について	・強力な資金繰り対策 ・取引適正化への配慮要請	<a href="https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/iryo/kenko/kansensho/coronavirus/shienseido/jigyosha_shien.html">https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/iryo/kenko/kansensho/coronavirus/shienseido/jigyosha_shien.html</a>	四国経済産業局相談窓口 四国経済産業局 産業部 中小企業課 TEL : 087-811-8529
	新型コロナウイルス感染症相談窓口	・感染症について ・経営、金融について など	<a href="https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/iryo/kenko/kansensho/coronavirus/shienseido/chushokigyoo.html">https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/iryo/kenko/kansensho/coronavirus/shienseido/chushokigyoo.html</a>	健康福祉部健康増進課 TEL : 088-684-1159 企画総務部危機管理課 TEL : 088-684-1711
	新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金	・事業継続のために行う新規事業等に要する費用 (10万円限度) ・感染症防止対策費用 (2万円限度)	<a href="https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/iryo/kenko/kansensho/coronavirus/shienseido/hojokin.html">https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/iryo/kenko/kansensho/coronavirus/shienseido/hojokin.html</a>	商工政策課 TEL : 088-684-1276
	各種保証制度認定	・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証	<a href="https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/iryo/kenko/kansensho/coronavirus/shienseido/shinyohoshoo.html">https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/iryo/kenko/kansensho/coronavirus/shienseido/shinyohoshoo.html</a>	商工政策課 TEL : 088-684-1213
阿南市	小学校休業対応助成金	・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 (日額8,330円上限)	<a href="https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2020031100010/">https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2020031100010/</a>	産業部 商工観光労政課 TEL : 0884-22-3290
	各種保証制度認定	・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証	<a href="https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2020031700012/">https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2020031700012/</a>	産業部 商工観光労政課 TEL : 0884-22-3290
	各種支援策について	・雇用調整助成金特例措置 ・時間外労働等改善助成金 (テレワークコース、職場意識改善コース) の特例 など	<a href="https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2020030400098/">https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2020030400098/</a>	産業部 商工観光労政課 TEL : 0884-22-3290
吉野川市	各種保証制度認定	・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証	<a href="https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2020030300053/">https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2020030300053/</a>	産業経済部 商工観光課 TEL : 0883-22-2226
	事業者応援給付金	・運輸、宿泊、飲食事業者向けに最大50万給付 (業種により異なる)	<a href="https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/">https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/</a>	吉野川市役所 TEL : 0883-22-2222
阿波市	各種支援策について	・企業応援給付金 ・各種保証制度認定 など	<a href="https://www.city.awa.lg.jp/docs/2020030300015/">https://www.city.awa.lg.jp/docs/2020030300015/</a>	産業経済部 商工観光課 TEL : 0883-36-8722
小松島市	各種支援策について	・企業応援給付金 など	<a href="https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/985824.html">https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/985824.html</a>	産業建設部 商工観光課 TEL : 0885-32-3809
	各種保証制度認定	・危機関連保証認定	<a href="https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/926319.html">https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/926319.html</a>	産業建設部 商工観光課 TEL : 0885-32-3809
美馬市	美馬市企業応援給付金事業	・セーフティネット融資を受けた金額の10% (上限30万円)	<a href="http://www.city.mima.lg.jp/gyousei/shiseizenpan/kouhyou-p/2020-0501-1329-278.html">http://www.city.mima.lg.jp/gyousei/shiseizenpan/kouhyou-p/2020-0501-1329-278.html</a>	経済建設部 企業応援課 TEL : 0883-52-1263
	・美馬市営業持続化給付金 ・美馬市企業応援給付金	・運輸・飲食・宿泊事業者向けに最大60万の給付 (業種により異なる)	<a href="http://www.city.mima.lg.jp/bousai/oa-15/oa-15-05/index.html">http://www.city.mima.lg.jp/bousai/oa-15/oa-15-05/index.html</a>	観光課 TEL : 0883-52-5610
三好市	各種相談窓口	・事業主からの持続か給付金書類作成支援 ・事業主からの運転資金申請支援 (セーフティネット保証等) ・雇用関係や労働者からの相談受付	<a href="https://www.miyoshi-i.tokushima.jp/docs/1303330.html">https://www.miyoshi-i.tokushima.jp/docs/1303330.html</a>	商工政策課 TEL : 0883-72-7608

### 三井住友海上の各種サポートのご案内

#### ■ 動画セミナー「新型コロナ感染症に打ち勝つ！ 労務管理セミナー」配信 (無償)

当社の「経営サポートセンター」が、事業者の皆様にご認識いただきたい情報をセミナー形式で配信しております。

<現在配信中のセミナー> ~今後も順次追加配信予定でございます~

- ①「労務管理の基本的な考え方、労働時間の特例」 ②「休業の考え方」 ③「雇用関係助成金」 ④「資金繰り編」

配信URL : <https://ms-ins.pip-maker.com/?list=z8g6> ID・PW : ID : keieisc、PW : ctaisaku (半角小文字)

※経営サポートセンターについてはこちら<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※BCP、BCMに関するお手伝いもさせていただいておりますので、お気軽に営業社員にお声かけください。

【お問い合わせ先】 三井住友海上火災保険株式会社 徳島支店 TEL : 088-622-1457 (担当: 馬淵)

# テレワーク導入や設備投資等に関する補助金等（新型コロナウイルス感染症対策）

R2.5.1現在

徳島県 商工労働観光部作成

## テレワークを導入したい！

## 設備投資や販路開拓への取組み！

実施機関等	厚生労働省	総務省	徳島県	中小企業庁		
制度名	働き方改革 推進支援助成金 (新型コロナウイルス 感染症対策のための テレワークコース)	テレワーク マネージャー 相談事業	テレワーク センター徳島	生産性革命推進事業		
				持続化補助金 (コロナ特別対応型)	ものづくり・商業・ サービス補助金	IT導入補助金
概要	新たにテレワークを導入 した場合の通信機器等の 経費を助成	専門家による無料の コンサルティング	テレワーク導入支援や テレワーカー養成 のための研修等の実施	小規模事業者向け 販路開拓経費等の補助	新製品・サービスや 生産プロセス改善等 のための設備投資等を支援	ITツール導入による 業務効率化等を支援
窓口	テレワーク相談センター 0120-91-6479	テレワークマネージャー 相談事業事務局 03-5213-4032 <a href="mailto:twm@nttdata-strategy.com">twm@nttdata-strategy.com</a>	テレワークセンター徳島 090-3187-9845	中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業室 03-6459-0866 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036	ものづくり補助金事務局 <a href="mailto:monohojo@pasona.co.jp">monohojo@pasona.co.jp</a> ※当面、照会については、 電子メール対応	一般社団法人 サービスデザイン 推進協議会 0570-666-424
内容	支給対象の取組： テレワーク用通信機器の導 入・運用、就業規則・労使 協定等の作成・変更、労務 管理担当者に対する研修、 社会保険労務士等によるコ ンサルティング等  支給額： 対象経費の合計×1/2 上限 100万円	テレワークによる効果・シ ステム導入方法の説明、セ キュリティ対策のアドバイ ス等について、WEBや電 話により相談を実施	「はじめてのテレワーク」 の案内や、テレワークの出 前講座等の導入支援、 テレワーカー養成のための eラーニングやスキルアッ プ研修の実施	小規模事業者が新型コロナ ウイルス感染症の影響を 乗り越えるために行う 販路開拓等の取組を支援  対象：小規模事業者等 補助上限：100万円 補助率：2/3  売上高が前年同月比▲20% 以上減少している事業者に は、交付決定額の1/2まで 即時支給可能	生産ラインの新設・増強や、 新製品・サービス開発、生産 プロセス改善のための生産設 備投資等を支援  対象：中小・小規模事業者等 補助上限：原則1,000万円以内 補助率：特別枠 2/3 (通常枠：中小1/2、 小規模2/3)	テレワーク導入ツール等、 IT導入による業務効率化 経費を補助  対象：中小・小規模事業者等 補助上限：30万円～450万円 補助率：特別枠 2/3 (通常枠：1/2)

# 事業用資金に関する主な支援施策（新型コロナウイルス感染症対策）

徳島県 商工労働観光部作成

R2.5.7現在

## 当面の事業資金に！ 給付金

## 資金繰りのため融資を受けたい！ 融資制度

## 従業員の休業に対応！ 休業手当

## 納税猶予や減免！ 納税

実施機関等	経済産業省	徳島県	徳島県	徳島県	日本政策金融公庫	商工中金	労働局・徳島県	労働局	国税	地方税
制度名	・持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス！企業応援給付金</li> <li>・生活衛生関係営業者応援給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット資金</li> <li>・経済変動対策資金</li> <li>・経営安定借換資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症特別貸付</li> <li>・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付</li> <li>・新型コロナウイルス対策マル経融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対応融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(労働局)・雇用調整助成金</li> <li>(県上乗せ助成)・新型コロナウイルス対応雇用継続支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校休業等対応助成金(事業者)</li> <li>・小学校休業等対応支援金(フリーランス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税猶予の特例</li> <li>・欠損金の繰戻し還付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽減措置</li> <li>・納税猶予の特例</li> </ul>
概要	法人200万円以内、個人事業主100万円以内を給付	対象となる県・日本政策金融公庫の貸付資金にかかる融資額の1割を給付(※法人・個人事業主とも100万円以内)	低利・低保証率の融資	実質無利子(当初3年間)保証料ゼロの融資	低利子・無担保融資	低利子・無担保融資	一時的な労働者の休業への支援	保護者の休暇取得支援	納税猶予の特例 欠損金の繰戻し還付	固定資産税等の軽減措置 納税猶予の特例
窓口	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570	徳島県 商工労働観光部 商工政策課 088-621-2322 【旅行業・宿泊業・運輸業】 徳島県 観光政策課 088-621-2339 【生活衛生関係】 県生活衛生営業指導センター 088-623-7400	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318  徳島県信用保証協会 088-622-0217	徳島県 商工労働観光部 企業支援課 088-621-2318  徳島県信用保証協会 088-622-0217	日本政策金融公庫 徳島支店 088-625-7790	商工中金 徳島支店 088-623-0101	徳島労働局助成金センター 088-622-8609  徳島県 労働雇用戦略課 088-621-2349	徳島労働局助成金センター 088-622-8609	徳島税務署 088-622-4131	中小企業庁 事業環境部 税務課 03-3501-5803  東部県税局 南部総合県民局 西部総合県民局
内容	対象期間の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している事業者を対象に、事業全般に使える給付金を支給  法人 200万円 個人事業者 100万円  ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	対象期間の売上高が対前年同月比で▲50%以上減少している事業者に対し、徳島県中小企業向け融資制度の「セーフティネット資金」、「新型コロナウイルス対応資金」または、日本政策金融公庫の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資額の1割を給付(上限100万円)	保証協会の保証付きの低利・低保証率の融資  セーフティネット資金は、市町村長から下記の認定を受けることが必要  【SN保証4号】 売上高が対前年同月比▲20%以上の場合  【SN保証5号】 売上高が対前年同月比▲5%以上の場合  【危機関連保証】 売上高が対前年同月比▲15%以上の場合	市町村長から「セーフティネット保証4号/5号」または、「危機関連保証」の認定を受けている事業者が対象  利子：当初3年間実質無利子 保証料：なし 上限：3,000万円 期間：10年以内 据置：5年以内	・新型コロナウイルス感染症特別貸付 上限：3億円 期間：15～20年以内 据置：5年以内  ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 上限：6,000万円 期間：15～20年以内 据置：5年以内  ・マル経融資 上限：1,000万円 期間：7～10年以内 据置：3～4年以内  金利：当初3年間 基準金利より▲0.9%減 ※特別利子補給制度併用により 当初3年間実質無利子 特別利子補給制度適用対象 個人事業者：要件無し 小規模事業者：売上高▲15%減 中小企業者：売上高▲20%減	上限：3億円 期間：15～20年以内 据置：最長5年以内  最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年と比較して、▲5%以上の方が対象	休業手当に対する助成  中小企業 4/5  解雇等を伴わない場合 10/10 (国の助成金に県が上乗せして助成)  ※上限1日1人あたり 国・県合計 8,330円  ※県の助成は1事業主あたり上限100万円	【事業者】 休暇中に支払った賃金相当額を助成 ※上限1日1人あたり 8,330円  【フリーランス】 1日あたり4,100円を助成	【納税猶予】 2月以降、売上が減少した場合、「1年間納税猶予」(無担保・無延滞税)  【欠損金繰戻し還付】 前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度等に納付した法人税の一部を還付	【固定資産税・都市計画税】 2021年度の固定資産税及び都市計画税について、事業収入の減少幅に応じて減免  【納税猶予等】 事業に著しい損失を受けた場合、納税等を猶予